

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

令和8年2月19日

奈良県吉野土木事務所長 植田 芳弘

第1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

令和8年度 奈良県吉野土木事務所庁舎保安及び清掃業務委託

(2) 委託業務の履行場所

①奈良県吉野郡吉野町上市2150-1

奈良県吉野土木事務所上市庁舎及びその構内

②奈良県吉野郡上北山村河合420-1

奈良県吉野土木事務所上北山庁舎及びその構内

③奈良県吉野郡天川村沢谷58

奈良県吉野土木事務所天川駐在所及びその構内

(3) 委託業務の履行期間

令和8年3月26日(予定)から令和9年3月31日まで

ただし、令和8年3月26日(予定)から令和8年3月31日までは委託業務履行のための準備期間とします。準備に要する費用は、落札者の負担とします。

第2 入札方法

(1) 入札は、総合評価一般競争入札になります。入札者は、総合評価のための評価項目算定資料一覧表、評価項目算定資料及び入札書を、別途指定する日までに提出してください。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に該当する金額を入札書に記載してください。

(3) その他詳細は、入札説明書によります。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たし、かつ、第4に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加できます。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172

- 号。以下「旧法」という。)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 奈良県における「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者名簿に登録されていて、かつ次の条件を満たしていること。
- ア 営業種目に営業種目コードQ1「建物管理」小分類「①床清掃」、「②ガラス清掃」及び「⑩警備・受付等」に主業種で登録されていること。
- イ 本社等の所在地が奈良県内で登録されていること。
- (7) 中南和地域(高田土木事務所、中和土木事務所、宇陀土木事務所、吉野土木事務所及び五條土木事務所管内)に、本社(本店)、支社(支店)又は営業所を有していること。
- (8) 奈良県内に警備員及び清掃員を有していること。
- (9) この公告日までに、警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による奈良県公安委員会の認定を受けていること。ただし、奈良県交安委員会以外の認定を受けている場合は、同法第9条の規定による届出書を奈良県交安委員会に提出していること。
- (10) 次のア及びイの業務について、それぞれ掲げている①の業務内容をすべて含み、②の対象施設において、直近の5年間(令和3年4月1日以降の期間。令和8年3月31日までの未履行期間については、複数回作業の一部が未履行の場合のみ履行実績に含みま)す。)に奈良県内に所在する本社、支社、営業所等が直接の契約の相手方として請け負い、一つの対象施設に対し12ヶ月以上の履行実績を有していること。
- なお、契約形態は、各業務一括契約であるか個別契約であるかを問わない。
- ア 保安業務
- ① 業務内容
- (ア) 庁舎の巡回、施錠、火気等の安全確認業務
- (イ) 出入管理業務
- (ウ) 緊急出動時の連絡対応業務
- ② 対象施設
- 奈良県内に所在する官公庁(本庁及び出先事務所)の庁舎
- イ 清掃業務
- ① 業務内容
- (ア) 日常清掃業務
- (イ) 特別清掃(床面洗浄ワックス塗布・窓ガラス清掃等)業務
- ② 対象施設
- 奈良県内に所在する事務執務を主とする事務所ビル
- (11) 奈良県に対し、県税全税目の滞納がないこと。
- (12) プライバシーマーク(JIS Q 15001 準拠)認証取得事業者又はISMS(ISO/I

EC27001/JIS Q27001 準拠) 認証取得事業者であること。ただし、公告日現在において、前記認証取得のための申請が済んでおり、かつ当該認証の取得見込みである事業者でも可とします。

第4 競争入札参加資格の確認の手続き

この入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書及び競争入札参加資格確認書類（以下「申請書等」という。）を提出し、第3に示す競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。また、入札に参加しようとする者は、開札日の前日までに、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。なお、競争入札参加資格のない者は本入札に参加することはできません。

(1) 申請書等の受付

ア 期間 令和8年2月20日から同年3月4日までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

提出期日までに必要書類を提出後、確認事項等がある場合は3月5日午後5時までに再提出すること。

イ 場所 〒639-3111

奈良県吉野郡吉野町上市2150-1

奈良県吉野土木事務所 庶務工事課 庶務工事係

電話番号 0746-32-4051

ウ 申請方法は、郵送又は持参に限ります。

エ 提出部数は、各1部とします。

(2) 競争入札参加資格の確認結果の通知

令和8年3月9日にFAXにて通知します。

(3) その他

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された申請書等は、返却しません。

第5 仕様書等に関する質問

入札説明会は実施しませんので、仕様書等に関して質問がある場合は、入札説明書に記載の方法により郵送又は持参にて提出してください。

(1) 質問の受付

ア 令和8年2月20日から同年2月25日午後5時までに到着した質問を受け付けます。

イ 質問は、第4(1)のイに示す場所に提出してください。

(2) 質問の回答

回答は、質問者にはFAXにて回答するとともにホームページにおいて閲覧に供しません。

掲載期間 令和8年3月2日(予定)午後3時から

第6 入札の日時及び場所

(1) 入札日時 令和8年3月16日 午後1時30分

(2) 入札場所 奈良県吉野郡吉野町上市2150-1

第7 入札方法に関する事項

(1) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、仕様書に基づく委託業務に要する一切の諸経費を含めた金額を記入してください。入札書に記載する金額は円止めとします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは端数を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

(2) その他

ア 入札に参加できる者は、1社1名とします。

なお、入札日当日は、第4(2)に掲げる競争入札参加資格確認通知書を持参してください。

イ 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。

ウ 入札者は評価項目算定資料一覧表及び評価項目算定資料を、入札書と別の封筒に入れて封緘し提出してください。

エ 入札者は、所定の入札書を作成し、封緘をした上、入札してください。

オ 入札者は、提出した入札書、評価項目算定資料一覧表及び評価項目算定資料を引き換え、変更又は取り消すことができません。

カ 入札執行回数は、2回を限度とします。予定価格範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとします。

ただし、再度の入札に参加しようとする者がいない場合は行いません。

第8 入札の無効

次の(1)、(2)のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」という。）

第7条に該当する入札

(2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

第9 落札候補者の決定方法

(1) 開札は、入札参加者の入札後、入札参加者又はその代理人の立会のもと直ちに行います。

(2) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者を落札候補者とします。

(3) 入札者には予定価格に対して有効か無効かを知らせるものとします。

(4) 再度の入札をしても落札候補者がいないとき、または落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合があります。

第10 総合評価による落札者の決定

(1) 落札候補者であって、別記落札者決定基準に定める評価方法により算出された技術等評価点及び入札した金額の価格評価点を合計した総合点が最も高い者を落札者とします。

(2) 総合点の最も高い者が2者以上あるときは、直ちにくじを引き、その上で落札者を決

定するものとします。

- (3) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、契約の条件を確実に履行できるかを確認するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (4) 落札者の選考結果の通知及び評価結果は公表します。

第11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、入札期日までに納付したことを証する書面を提出する必要があります。

ただし、契約規則第4条第1項ただし書き各号（保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者、一般競争入札参加資格を有する者で過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上契約し、これらをすべて誠実に履行した者）に該当する者であるときは、免除します。

なお、落札者が落札後契約を締結しない場合は、契約規則第11条第2項に基づき入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償請求します。

(2) 契約保証金

契約規則第19条に定めるところによります。

第12 特定公契約

この契約は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「公契約条例」という。）第2条第2号に規定する特定公契約に該当します。

契約書には、別添の「特定公契約特約条項」を添付することとします。

この契約の受注者となった者は、公契約条例、奈良県公契約条例施行規則（平成26年10月奈良県規則第33号）を遵守し、「特定公契約特約条項」に定める事務を履行しなければなりません。

この契約の受注者となった者が、これらの条項に違反した場合は、公契約条例に基づく過料処分及び入札参加停止措置の対象となることがあります。

詳細は奈良県会計局ホームページに記載する「奈良県公契約条例の手引き」を参照してください。

第13 契約書の作成要否

要します。契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。

第14 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次の(1)から(7)のいずれかに該当する事由があると認められるとき、落札者が入札参加資格を失ったとき、入札参加停止を受けたとき、又は翌年度以降の発注者の歳入歳出予算において、当該予算が議決されなかったときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員

が経営に実質的に関与しているとき。

- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において奈良県吉野土木事務所が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

第15 契約の解除

- (1) 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。
 - ア 契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
 - イ 契約者がその責めに帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - ウ 契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
 - エ 契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
 - オ 契約者が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
 - カ 契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - キ 契約者について第14 (1) から (7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県吉野土木事務所に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるとき。なお、第14 (1)、(3)、(4) 及び (5) 中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。
- (2) 発注者が (1) の規定により契約を解除した場合には、納付した契約保証金（契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約規則第19条第1項ただし書き各号に該当する場合は免除します。）は、奈良県吉野土木事務所に帰属するものとします。この場合において、契約者は契約保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは契約金額の100分の10に相当する額（契約者が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）を損害賠償金として納付しなければなりません。
- (3) 契約者が (1) アに該当する場合には、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約者は、(2) に定める損害賠償金のほか、契約金額の100分の10以上に相当する金額を損害賠償金として納付しなければなりません。ただし、県に損害が生じない場合において発注者が特に認めるときは、この限りではありません。

第16 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (3) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。
- (4) 契約条項等に関することは、第4(1)のイにお問い合わせください。